

放課後等デイサービス事業所

「ステップバイステップ」

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上
 ご注意いただきたいことを説明するものです。

☆ 目 次 ☆

1. 事業所の概要	1
2. 事業の目的と運営方針	2
3. 開設日及び開設時間	2
4. 事業所の職員体制	2
5. 事業所が提供するサービスと利用料	2
6. サービス利用に関する注意事項	3
7. サービス実施の記録	3
8. 秘密の保持と個人情報の保護について	4
9. 虐待の防止について	4
10. 非常災害時の対策	4
11. 緊急時の対応方法について	5
12. 協力医療機関について	5
13. 苦情の受付	5

1. 事業所の概要

事業者名称	放課後等デイサービス事業所 ステップバイステップ
事業所の所在地	〒863-0023 熊本県天草市中央新町14-11
電話番号	0969-22-6507
代表者名	理事長 佐々木 靖
提供サービスの種類	障害福祉サービス（指定放課後等デイサービス）
管理者及び連絡先	管理者 濱崎 かおり TEL 22-6507
サービス利用 可能地域	天草市・上天草市・天草郡苓北町

事業の目的と運営方針

事業の目的	障害児の日常生活における基本動作取得の為の指導を行い、集団活動に適するように効果的に指導・訓練する事を目的とする。
運営の方針	1. 利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活における基本的動作と集団生活への適応する事ができるよう必要なサービスを提供する。 (2) 事業の実施にあたっては、関係町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 開設日及び開設時間

営業日	営業日は、月曜日から土曜日とする。ただし、第4土曜日、祝日、8月13日～15日及び12月29日～1月3日を除く。
営業時間	営業時間は、営業日の9時から17時までとする。 長期休暇および学校休業日は、9時から17時までとする。
サービス提供時間	サービス提供時間は、営業日の13時から17時までとする。 長期休暇および学校休業日は、営業日の9時から16時までとする。
利用定員	定員 20名

4. 事業所の職員体制

職 種	従事する業務内容	職 員 数
施設管理者	管理業務	常勤 0.5名（兼任1名）
児童発達支援管理責任者	児童発達支援計画の作成	常勤 0.5名（専任1名）
児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者	児童の指導・訓練	1名以上常勤 合計4名以上 （半数以上が児童指導員又は保育士）

5. 事業所が提供するサービスと利用料

(1) 「放課後等デイサービス計画表」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「放課後等デイサービス計画表」を作成しサービスを提供します。「放課後等デイサービス計画表」は、市町村が決定した支給量（受給者証に記載）と利用者の意向や心身の状況などを踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「放課後等デイサービス計画表」は、利用者に事前に説明し、同意をいただくとともに利用者の申出により、いつでも見直すことができます。

【利用者に対するサービスの内容】

- (1) 日常生活における基本動作の訓練
- (2) 集団生活への適応訓練
- (3) 遊びの方法
- (4) その他児童の発達に必要な訓練

2. 利用料の支払方法

上記サービスに対しては、特例介護給付費が支給されます。特例介護給付費は当事業所が利用者の委任により代理受領しますので、利用者から受給者証の記載内容に基づき利用料（利用者負担額）をお支払いいただきます。

利用料は、サービス利用の都度お支払いいただきます。

<利用負担額の上限等について>

障害福祉サービス利用者負担額は、障害者自立支援法が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。当事業所が代理受領を行った特例介護給付費額は、利用者へ通知します。

<償還払い>

特例介護給付費を事業者が代理受領を行わない場合は、特例介護給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者へ「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると特例介護給付費が支給されます。

(3) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用予定日の前に、「放課後等デイサービス計画表」で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。

市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するなど必要な調整をいたします。

6. サービスの利用に関する注意事項

(1) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など受給者証の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また、当事業所より受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示ください。

また、通所の際は、受給者証を提示してください。

7. サービス実施の記録

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者へその内容をご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申出ください。なお、デイサービス計画及びサービス提供ごとの記録は、5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令及び倶知安町個人情報保護条例に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

①障がい児又はその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9. 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、虐待防止委員会を設置して下記の対策を講じます。

- ①虐待防止委員会を毎月開催して従業者へ結果を公表しています。
- ②従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める消防計画に則り、避難訓練を年1回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・粉末消火器 有3箇所 ・非常通報装置 無 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。
消防計画	<p>消防署への届出日： 鶴田玉文堂提出対応（賃借先） 事業所防災管理者： 堤田照一</p>

地震・津波 河川浸水等	津波時天草市避難指定先：南公園 河川浸水について、事業所50cm想定区域である、避難先：南公園 徒歩の場合（歩道利用）：千人塚
保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険 保障の概要 火災、業務遂行上の過失により利用者に損害を与え 法律上の賠償責任が生じた場合に損害を補償します。

1.1. 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 0969-22-6507 (対応可能時間 9:00～17:00)

1.2. 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	尾上 医院		
医院長名	尾上 公浩		
所在地	天草市大浜町8-10		
電話番号	0969-22-4433		
診療科	内科	入院設備	無

1.3. 苦情の受付

NPO法人ステップバイス テップ	受付時間	月・火・水・木・金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (休み：祝日、8月13日から8月15日 12月29日から1月3日)
	受付方法	電話 0969-22-6507 面接 ステップバイステップ事務所
熊本県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	受付時間	月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分 (休み：祝日、12月31日から1月5日)

受付方法	電話 096-324-5454 住所 熊本市南千反畑町3-7
------	-----------------------------------

以上 重要事項説明書に添って、特定非営利活動法人ステップバイステップが運営する放課後等デイサービス事業所「ステップバイステップ」の事業について説明を受けた事を認めます。

平成 年 月 日

利用者

住 所

児 童 氏 名

保 護 者 氏 名

印